

日本史教育における民俗学の活用 －近世村落史の一試論－

川原尚子*

1. はじめに

毎日教壇に立ち、高校生に日本史を教えながら、常に私の胸中に一つの問いが存在する。それは「果して彼らに人間の歴史の一端を伝え得たか」という疑問である。

これまで日本史教育は、本来の歴史教育の目的⁽¹⁾から遠ざかり、歴史的事実を系統的に羅列したぶ厚い教科書を基に、生徒に暗記を強要する教育に堕しがちな傾向にあったと言わざるを得ない。この反省から昭和52年に告示された現行の高校学習指導要領では、新たな指針が打ち出されたのである。つまり日本史教育は「文化の総合的学習」⁽²⁾であり、そのために「民俗学などの成果を活用して、その具体的な様相を把握」⁽³⁾させる様にと明記された点である。この改訂の背景には、歴史研究自体の変質もあると言えよう。近年歴史学においても従来の文献史学一辺倒の方法に行き詰りを感じ、民俗学を始めとする隣接諸科学との相互補完的な協同を行ない、歴史をより有機的にとらえようとする努力がなされている。これこそ現行指導要領に述べられている“総合的文化史”に他ならないと思う。総合的文化史はわかりづらい概念であるが、これはけっして狭義の文化史ではない。人間の全ての行動・思考－政治・経済・宗教等という側面を含めて－を文化ととらえると理解している。⁽⁴⁾一方ではこれまでいわゆる「表層文化」中心であった歴史の対象を「基層文化」まで広げ、より身近に、しかも広視野なものとする目的を持つと考える。そしてこの“総合的文化史”こそ「人間の歴史を伝え得たか」という冒頭の問いに対する解答となるものではないだろうか。

そこで特に民俗学を導入した“総合的文化史”の構想を、微力ながらも試みてみようとするのが、本論の意図である。

2. 従来の業績

ここで蛇足ながら民俗学について少し述べたい。言うまでもなく民俗学はドイツのFolkus-kundeの影響下に、明治期後半に柳田国男によって創始された学問である。この裏には柳田自

* 昭和56年度教育研究科修了

埼玉県立草加東高校

身の二つの個人的問題意識 — 何故農民は貧なるやという疑問と当時の歴史研究に対する批判—
 があったと言われる。その後民俗学は“常民”の発見・伝承の資料化・「郷土研究」を始めとする地道な業績の蓄積等新たな学問分野を切り開いて来た。その過程については既に数多くの研究がなされているので、ここでは省くが、とかく「昔は良かった」式に古い物を喜んで蒐集する学問に思われがちな民俗学が、その出発点において当時の現状への痛烈な批判から生まれていることは、ここで今再確認しておきたい。

しかし民俗学は、その創始者があまりに偉大であるがため、近年迄「柳田学」の様相があったのは否めない事実である。だが最近では柳田の死後20年を経て、民俗学自体が様々な自己変革を遂げ、その学問的価値を高めている。例えば伝承だけではなく文献も資料として利用する方向や、都市民俗学や地域民俗学の提唱等はその表われと言えよう。

しかしながらこれ迄の民俗学の成果を振り返ってみると、何と言っても近世村落の業績が、量・質共に他を圧している。民俗学によって始めて近世の村人達の生活が明らかになったと言っても過言ではないが、これについては又後で述べたいと思う。

さて日本史教育に民俗学を導入しようという試みは、実は古くからなされていたのである。これに関する研究も多数あるので省かせて戴くが、これ迄の民俗学導入の実践を管見の限り概観した上で、私の感じた問題点として次の二点を挙げたい。まず第一は、これ迄の実践は小中学校段階でのものが圧倒的に多く、高校での実践例は極めて少ないという点である。第二は、民俗学の成果の導入が、単なる授業中の「トピックス」に終わっていることが多い点であった。つまり生徒の興味・関心を引くために「昔はこうだった」という語りだけとなり、民俗学本来の問題意識や視点が忘れられているのである。

この第二の問題点は非常に根深いものだと思う。確かに私が授業を行っていても民俗学的事例は明らかに生徒の興味・関心を深める働きをする事が認められる。が、もっと積極的に実践に取り組んでいる方々でも、民俗学の成果は、結局は「トピックス」にしかかなり得ないのではないかという絶望感に裏打ちされた現状肯定論⁽⁵⁾を述べられている程なのである。

しかしながらこの絶望感を打破することが考えられるべきであろう。確かに高校教育は、厳しさを増す受験体制下において、教育内容をいかに一通り終わらせて行くか、ある意味では授業時数との闘いであり、内容の精選は不可欠のことである。だが高校教育が半ば義務教育化した現状から考えれば、民俗学の導入は欠くべからざるものと言えるのではないだろうか。すなわち“世間知”“生活の知恵”が研究主眼であり、究極的には「一人前」の人間を生み出すという教育観を持った民俗学の視点こそが考えられるべきであると思う。

そこで筆者は、単に民俗学の「成果」のみを導入するのではなく、あらかじめ民俗学の「視点」

をも組み入れた新たな教育内容を構想し、それを“総合的文化史”学習の一環となす試みを行ってみたいと考える。

3. 民俗学活用の一試案

前節で述べた問題把握の上に、ここでは試案の一部を述べて行きたい。

学習指導要領では民俗学の成果導入の場として、近世学習中の「町人文化の発展と農村の生活文化の発展と農村の生活文化」単元を第一に考えている。⁽⁶⁾ これは先に触れた通り民俗学のこれ迄の業績から言っても当然であろう。そこで私も近世村落の生活を素材として考察を試みて見た。

先に“相互補完的”という言葉を使用したが、では近世村落像を再現する際に歴史学と民俗学はどのような役目を果たすのであろうか。

歴史学では、この方面の研究は主に地方史研究・郷土史研究の具体例としてなされて来た。その為各地域の個別研究は飛躍的に解明した反面、近世村落及び農民の全体像を視野に入れた研究は数少なくなった。その一方では社会学と関連して「共同体」論的見地でなされた研究もある。それぞれについて詳しく述べる暇はないが、ここで、現在近世村落研究の第一人者と言える木村礎⁽⁷⁾氏の分析方法により、歴史学の把握方法により、歴史学の把握方法を代表させてみたい。木村氏は基本的に経営単位・共同体・権力（領主制）の3つに分けて研究することを提唱している。⁽⁸⁾ この3つの基準は戦後の近世村落史研究の問題意識を全て網羅していると言っても良いと思う。また同氏は耕地や集落を含んだ村落の景観を重視し、地理学との共同をも考えている。さらにより大きくは村落を領主の検地によって政治的に設定された行政単位という面と、伝統を持続し発展させた生活単位である面との両面で把握し、これらは二者択一ではなく二者統一の問題であるとも述べている。⁽⁹⁾ 明らかに民俗学との共同も考えていると推測されるが、同氏の論をもってしても融合がなされているとは言い難い。村落内での祭りや年中行事・衣食住等はやはりそれだけまとめられ、歴史的分析において活躍していないのである。

一方の民俗学では、民間伝承全体をその表わしている内容によって社会伝承・信仰伝承・経済伝承といった種類に分けており、対象が変わってもこの分類は不変である。従って近世村落特有の分析基準は、ほとんどないと言って良いと思う。だが実際には、対象によって調査項目は変わる。近世村落では概況、ムラとイエ・生業・衣食住・人の一生・年中行事・信仰・俗信・芸能・口承文芸の九項目が一般的である。⁽¹⁰⁾ 先に挙げた歴史学の分析基準と比較すると、こちらには支配関係に関する項目が全くないのが目につく。よく民俗学には階級も支配もないと言った批判を多数の何らかの方法によるランダムサンプルを要する。

耳にするが、この調査項目を見る階りでは認めざるを得ない。

以上簡単に説明したが、それぞれ単一では近世村落像を描ききれないことがわかって戴けたものと思う。実際には、様々な人間の活動がより入り組んで機能していたものであった

又、考察に際しては、学ぶ側によりハッキリしたイメージをわかせるために、ある一つの地域を設定し、そこに残る各種の資料を駆使して具体像を描き出したいと考えた。歴史学でも、民俗学でも説明のために空間的に、かけ離れた場所での資料を使用している例が多い。普遍性を求めるが故かもしれないが、神奈川県の後には、熊本県の資料が来るといった実証では、高校生の教育内容としては、不適當ではないだろうか。

近世村落は確かにそれぞれの村落或いは地域の個性別も多分に備えてはいる、反面日本の近世村落に普遍的な共通性も備えている。故に一つの地域の生活を学びながら、普遍的な理解へと結びつけることも可能なのではないかと考える。

次に叙述方法だが、これは従来とはかなり異なった試みを行ってみたい。

様々な側面を持つ近世村落であるが、“総合的文化史”のための切り口として生産活動を設定する。この生産活動は最も一般的であった農耕を考えることとしたい。

農民の生活は生産活動を中心に進められており、それは基本的には一年間で完結し、しかも毎年繰り返される農事暦という生活習慣になって、当時現在では考えられない程、農民の行動・思考様式に影響を及ぼしていた。

そこで農事暦と、それに関わる民間行事—これらは原則として恒常的なものと考えられる—を季節の流れに従って叙述の枠組みとして位置づけてみる。その枠の中に木村氏の言う三つの歴史的分析基準に関連する歴史的事実を配置してみる。具体的には経営単位としては耕地・労働力・用水問題等を、共同体としては家族や農民階層について、さらに領主制や農民統制政策を主とした支配の問題を時間の経過に従って叙述して行くのである。

以上を踏まえて実際に、武蔵国埼玉郡南西部の資料を使い考察したものが、私の先行論文⁽¹⁾となる。拙い考察で恐縮ではあるが、その構想を表にしたのが表(1)である。内容に挙げたそれぞれの項目について、古文書・文献・金石文・各種伝承・地名等を資料として考察を試みており、全体として近世村落の普遍性にもある程度までは言及できるのではないと思う。

紙面の都合上全文を載せることはできないが、その一部を引用させて載く。農耕の労働力として重要であった馬に関する叙述である。

表(1) 近世村落生活史の構想

	農事暦	内 容	
		民 俗 的 事 象	歴 史 的 事 象
概況			地理的条件(河川・地形・土質等) 沿革(支配の変遷・村高・人口等)
春 (1 ~ 3 月)	田ウナエ 麦踏み ニボウナエ 苗代作り	正月行事・小正月行事 (年迎え・大師がゆ等) 初午行事(初午講・スミツカリ) 馬寄会(馬頭観音講)	稲作・畑作 労働力 伝馬制
夏 (4 ~ 6 月)	麦刈り 田植 大豆播種 草取り 施肥	共同作業(スケット・エンゴト) 天王祭(疫病除, 獅子舞) 宮座	家族・共同体 農民の階層性 河川交通・商品流通
秋 (7 ~ 9 月)	草取り 田水落とし 稲刈り 菜蒔き	雷電信仰 雨乞行事・大水伝承 収穫祭(オクチン・若者組)	用水問題 新田開発
冬 (10 ~ 12 月)	脱穀・精米 麦播き 麦踏み	農具(ソリ・イナガ・カナコキ等) 年迎え行事	年貢問題 農民統制 (村方三役・五人組・村方騒動) 幕藩体制

※月は旧暦を表わす。

2月の初午を終えると田では、霜の水分を利用したニボウナイが行なわれる。江ヶ崎村⁽¹²⁾保福寺の観音堂では29日に馬寄会が行われていた。この観音堂は古くからあった馬頭観音碑を弘化年間に堂内に移したと伝えられ、馬頭観音碑自体は年代を伝えないものの、より以前から存在した事は疑いない。この日には近隣の村々から農民がそれぞれの大事な馬を従って集まり、馬をひいて観音堂を一巡して馬の健康とその豊作を祈願した。馬喰や蹄鉄師も集い、にぎやかな一日を過ごしたという。

ここに江ヶ崎村の明和7(1770)年の「百姓家小前絵図」⁽¹³⁾がある。これには当時の総家数77

軒の内55軒の百姓家の間取りが詳細に記されており、近世農民の住居を知る上で非常に興味深い。その内47軒の絵図に馬屋が認められる。同様な書上帳が下蓮田村⁽¹⁴⁾にも残っている。⁽¹⁵⁾ こちらは文政7(1824)年に書かれたものであるが、76軒中馬屋のあるのは50軒となっている。これらの馬は農耕に欠かせない労働力であった。主に土を耕す時に馬力を使用するのであり、その際に使った犁やマンガ(馬鋤)は今でも古い農家に残っている。

馬を土耕に使用できない「フカンボ」が多かった下蓮田村で馬を持つ農家の割合が江ヶ崎に比べて低いのは納得できるが、それでもこれ程多いのは労働力としての馬が非常に優秀であった事によるのであろう。馬を持たない農家が土間と一間程度の家に住む貧農である事も、むしろこの地方の農業にとって、馬は必要条件であった事を物語っていると考えられる。

もう一つの重要な馬の利用法に運輸力としての面がある。これには自家用と公用の二面が考えられ、後者の代表が年貢の運搬であり、その他に制度づけられたものに助郷制度がある。助郷は言うまでもなく伝馬制度の一種である。

関東に入国した徳川家康は、江戸を要とした全面的な交通運輸網の編成に、慶長年間から取りかかった。それが「伝馬制」である。これは街道沿いに運送の中継・宿泊のために宿を置き、人足と馬を常備させる制度である。武蔵国を通る中仙道は五街道の一つで、幕府が最も重要視した街道であり、寛永年間には伝馬制が完成していたという。⁽¹⁶⁾ この街道では一宿に人足50人馬50匹が定式人馬とされており、近隣では桶川宿・上尾宿が同街道の宿駅であった。大名の参勤交替その他で通行量が増す様になると、当然この定式人馬では不足する。それを補うため各宿に助郷掛け高が認められ、その範囲内で近隣の村々を差村として高百石当り人足二足・馬二匹を出す事が義務づけられた。助郷制度は五街道のみならず、日光御成街道等中小の街道でも定められていた。一つの宿の助郷は常に一定に固定されている訳ではなく、一つの村も時により助郷に加えられたり、はずされたり、又援助する宿が変わったりする状態であった。

下蓮田村に「宝暦9年^{壬午}通^{五ヶ村}差村仕候時差出候書付認」⁽¹⁷⁾ といり一冊の文書が残っている。ここには同年助郷を退いた同じ埼玉郡芝山村の代助郷として定められた上開戸・中開戸・根金・根金新田・貝塚⁽¹⁸⁾の各村が、下開戸・下蓮田・馬込⁽¹⁹⁾村に助郷を替らせようとして起した訴訟に関する文書が納められている。この中に各村と桶川宿⁽²⁰⁾迄の道程を書き上げたものがあるが、これによれば下蓮田村から同宿迄2里35町余、下開戸村からは2里28町余・最も遠方の馬込村からは3里9町程となっている。桶川宿から次の鴻巣宿迄の継立の距離をも考えると、一日で約40キロ程度の労働力負担になる。この人馬の労働に対して駄賃は支給されるが低額であり、労働の奉仕量には見合わない。そのためできる限り助郷からののがれようと努力する。この宝暦9年の文書でも下開戸・下蓮田・馬込の三村が遠路である事、百姓が困窮している事を理由に助郷役御免を願ひ

出ている訳だが、この願が叶えられたかは史料の上から確かめる事はできない。しかし下関戸村の文政13(1830)年の「乍恐以書附御訴奉申上候」⁽²¹⁾という文書の中に「私共村方之義ハ前々分中仙道桶川宿助郷ニ御座候処」という一文が見え、さらに同年号のある「定岡人馬頼一札」⁽²²⁾という桶川宿加助郷武州足立埼玉両郡組合四拾六ヶ村宛の文書が下蓮田村に残っている点等から、両村とも桶川宿助郷にほぼ定められていたと考えてよからう。

又同書では参加交替の往来が繁多の時には、高百石に付馬四匹を1年に9度迄差出す事も義務づけられている。この頃にはこの様に負担増が著しくなり、それに伴って助郷差村も実際に村内から出向くのではなく、銭で代納する形が多くなる。下蓮田村では助郷に差出すべき人足を、杉戸宿の人馬買揚方の世話人で人足1人三百六十四文で肩替りした例が認められる。⁽²³⁾人馬買揚方と呼ばれる専門の業者がいた事が確かめられる。

一方先の「定岡人馬頼一札」では助郷に定められても人が少ない等の理由で勤められない村々は、高百石につき1年に金六両を定岡人馬抱金として差出す事を取り決めている。

下蓮田村は、桶川宿の他に、文久元(1861)年には日光御成道岩槻宿の助郷に、翌年には日光街道松戸宿の助郷に日切なしで命ぜられてもいる。

自身で出向き実際に労働を行うにしろ、銭で代納するにしろ、その負担が農民にとって非常に大きなものであったのは間違いない。

この助郷負担の他に年貢の輸送も果たした合間に、自家用の馬の利用があるのである。薪炭の運輸はもちろん、余った農作物を近隣の市場に運ぶのも重要な役目であり、農民の現金収入のための最大の手段であった。それでもまた余力がある場合には、公用物以外の物を運ぶ駄賃稼ぎも小規模ながら行われていた。さらにその糞を肥料として利用する事も忘れなかった。

この様に馬は労働力として、輸送力として、一人前の農民にとっては無くてはならないものであり、家族同様に大事にされていた。宗門人別帳の最後に人間と並んで牛馬の頭数が記載される例は、全国的に認められる。又幕府や領主側も牛馬を大切にすることを奨励し、農民統制のための御触書や五人組帳の前書に具体的に記して、それを村役人が農民達に読み聞かせる事を命じていた。ここに一例を引いてみよう。

1. 捨馬之儀不仕前々之通相守自然放牛馬有之者名主組頭立会養置早速可申出事⁽²⁴⁾

この地方では土地柄からか、牛はほとんどいなかったが、馬は非常に大切にされていたという。現在村はずれや道端に、馬頭観音の石碑が残っているのが多く見うけられる。これを土地の古者は「馬捨馬」の跡と言っているが、おそらく倒れた馬の霊をなぐさめるためと、往来する人馬の安全を祈願して建立されたものであろう。

又先の2つの百姓家絵図で馬屋が東か南に設けられているのも馬の健康を祈る気持が表われた

ものと考えられる。これらの事から馬が近世の農業にとって如何に不可欠であり、又大事にされていたかが推測できると思う。

4. 終わりに

長々と引用させて戴いたが、この様に表(1)のそれぞれの事象について論述を試みている。最後にこの試論の教育的意義について簡単に述べたい。“総合的文化史”の一例として近世村落を取り上げた訳だが、その意義はどこにあるのだろうか。

従来の近世史学習においては、この内容の学習は必ずしも重視されておらず、それどころかむしろ近世村落の内で完成されたとも言べき慣行或いは伝統的思考様式等は近代化を阻止する、「旧弊」であり、打ち破られなければならないものという考え方が主流であった。しかし現在でもこの残滓は社会の各方面で認められており、事ある毎に合理的論理では律し切れない力となっており、生き続けているのである。故に近世村落の学習は日本の近代化や日本人論を考える場合の前提として、是非とも必要となると言えよう。

さらに「地域学習」としての意義も考えられると思う。「地域学習」の考え方も現行指導要領の力点の一つであるが、残念ながらこれについて触れる余裕がない。だがこの学習は究極的には地域の現在の課題を解決するための指針を学ばせる事が目的となる。先の試みは関東地方を素材としているが、今関東地方の最大の課題は何といっても土地開発問題と言えるので、ここに“生活のための開発という共通の課題が見い出せる。先の考察は拙いながらも「地域学習」の内容としての価値もあり得るのではないだろうか。

以上日本史教育への民俗学の導入を目指した論を進めて来たが、この問題には、まだ大くの課題が残っている。例えば実践の問題がある。私自身まだ十分な実践を行い得ず、暗中模索の段階である。さらに“総合的文化史”は近世村落だけではなく、全ての時代、全ての生業に関わって構想されなければいけないものである。しかしそのためには歴史学と隣接諸科学の共同が不十分であるのが現状である。

紙面の都合上問題提起のみで停めさせて戴くが、今後の研究のために多くお方々の御批判も戴きたいと思う。

なお本論は昭和58年度文部省奨励科学研究から派生したものであることを付記し、御指導戴いた諸先生に感謝の意を表したい。

註

- (1) 歴史教育の本来の目的は論ずる人により多少変わるが、概ね歴史的思考力を養成することが主眼であるとされている。
- (2) 昭和53年告示「高等学校学習指導要領・社会」の第2日本史の部分のうち、3.内容の取扱い。
- (3) 同上
- (4) 佐藤照雄編『郷土学習の展開』p.13
- (5) 中村羊一郎「日本史授業と民俗学」(『日本民俗学』p.122)
- (6) 文部省『高等学校学習指導要領解説社会編』p.62
- (7) 木村礎氏の研究は現在集体成期に入っていると言える。昭53年の『日本村落史』昭58年の『村の語る日本の歴史全3巻』等は興味深い著作である。
- (8) 木村礎「日本村落史のころみ」(『駿台史学第27号』)
- (9) 同氏『村の語る日本の歴史 近世編②』p.197～p.198
- (10) 井之口章次『民俗学の方法』にある調査項目より引用
- (11) 筆者の修士論文「日本史教育と民俗学 ― 近世村落を素材として ―」
- (12) 埼玉県蓮田市江ヶ崎
- (13) 「武州埼玉郡江ヶ崎村百姓家小前絵図」明和7年寅5月
- (14) 埼玉県蓮田市蓮田
- (15) 「武州埼玉郡下蓮田村家別双紙図面書上帳」文政7申年6月
- (16) 小野文雄『埼玉県の歴史』p.123～p.124
- (17) 下関戸花井家文書
- (18) それぞれ現蓮田市根金・貝塚となる
- (19) それぞれ現蓮田市下関戸・蓮田・馬込となる
- (20) 現埼玉県桶川市
- (21) 注(17)同文書
- (22) 下蓮田村吉田家文書
- (23) 「対談一札之事」元治元年9月11日
- (24) 「丑年五人組帳」文政12年 江ヶ崎石井家文書